

⑤利用環境

・バス停留所

平成20年時点で、見附市のバス停留所87箇所のうち、16箇所の上屋が整備されています。郊外部のバス停については上屋のあるものが多くありますが、見附地区や今町地区などの市街地では上屋の設置は少なくなっています。

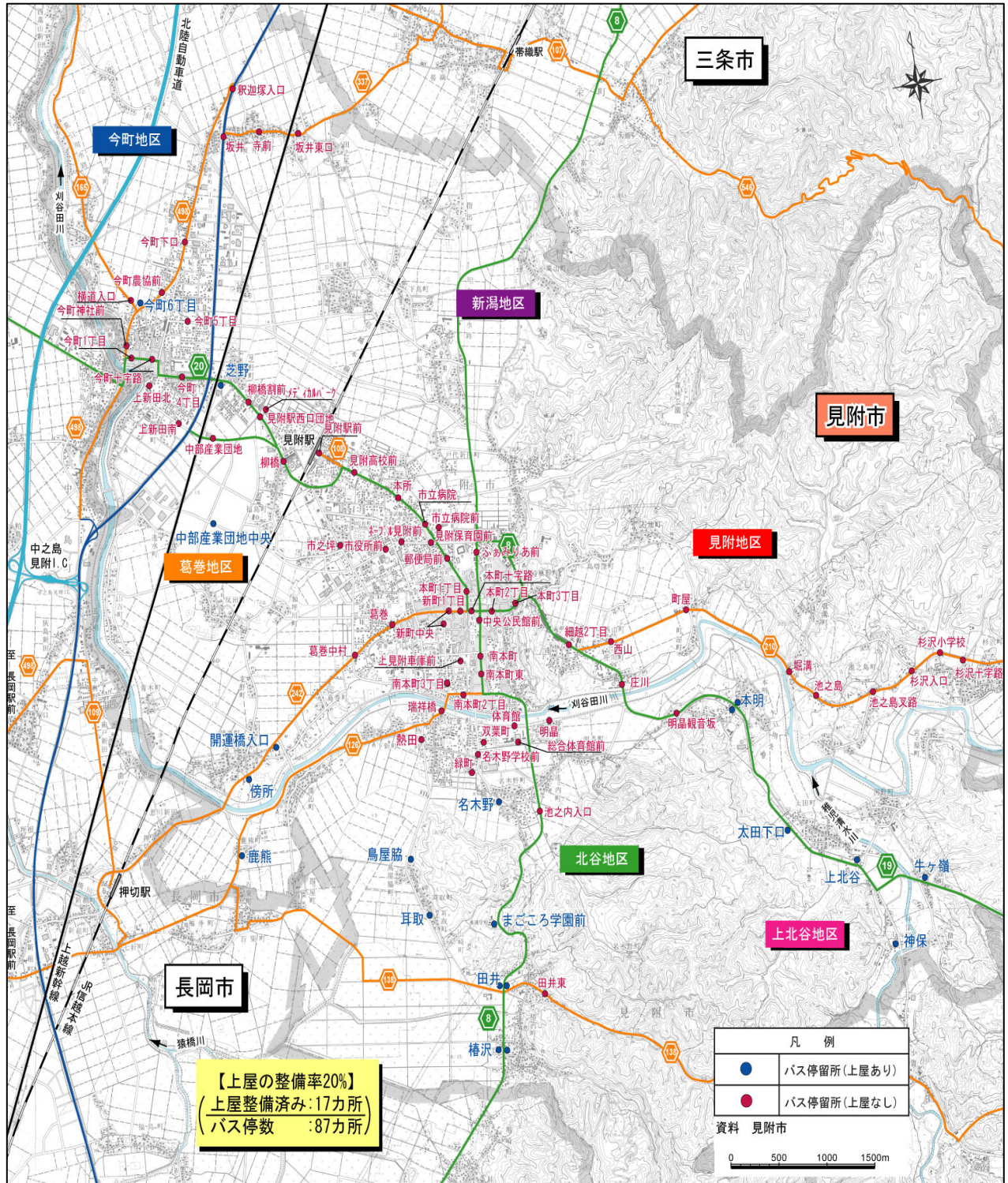


図 バス停上屋の整備状況

参考：見附市地域公共交通総合連携計画

・バス車両

見附市内を運行するバス路線のうち、11 路線でノンステップバスが現在運行されています。(路線については図 見附市内のバス路線網を参照)

導入されている路線の多くは、長岡方面に向かう路線です。

表 ノンステップバス運行路線

系統番号	路線番号	路線名	運行本数 (往復)
1	1-1	栃尾～楡原・興野～中条線	0.5
4	4-1	長岡駅～高見～今町5丁目線	5.5
5	5-1	(急行)長岡駅～傍所～栃尾線	15.5
	5-2	(急行)長岡駅～楡原・傍所～栃尾線	6
6	6-2	(快速)長岡駅東口～桑探～栃尾線	1.5
	6-3	(快速)栃尾～桑探～長岡駅東口線	0.5
7	7-1	長岡駅東口～名木野・椿沢～上見附～見附駅線	0.5
	7-2	長岡駅東口～麻生田～上見附～見附駅線	0.5
	7-3	長岡駅東口～名木野・椿沢～上見附線	13.5
	7-4	長岡駅東口～麻生田～上見附線	6.5
	7-6	長岡駅東口～楡原～栃尾線	0.5

※片側方向のみの路線が存在するため、運行本数に小数が生じる路線があります  
 ※ノンステップバスは全ての運行本数を走行していません



図 路線バス車両



図 コミュニティバス車両



図 ノンステップバス



図 乗降の状況

(2) 鉄道

①鉄道の概況

市内には信越本線が縦断しており、唯一の鉄道駅として見附駅があります。時間当りの運行本数は、朝夕は1時間あたり2～3本運行されていますが、昼間は1時間に1本の運行頻度となっています。

また、見附駅からは高速交通機関である上越新幹線へ、長岡駅から容易にアクセスできます。上越新幹線についても、朝夕は1時間あたり2～3本の運行頻度となっており、昼間についても1時間あたり1本の運行頻度となっています。

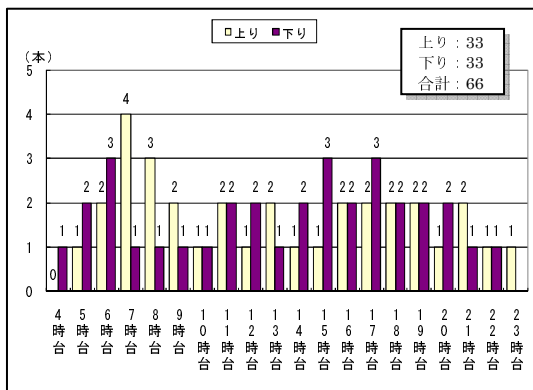
○見附駅



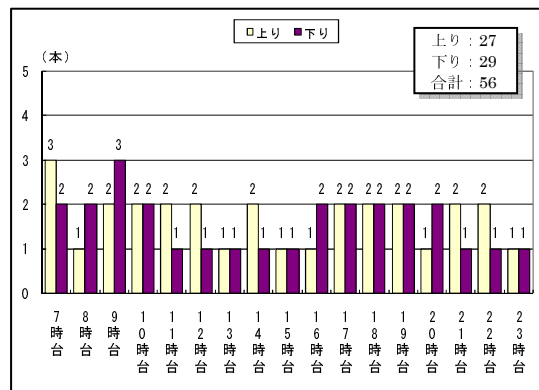
○長岡駅



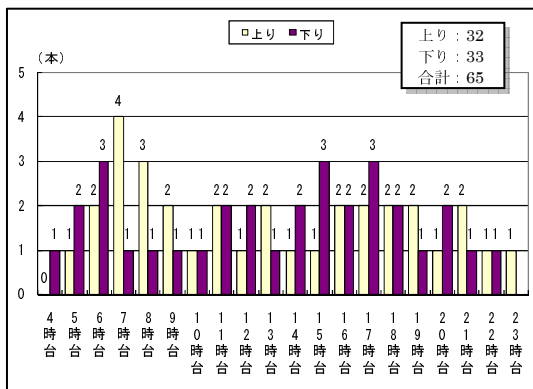
【信越線：平日】



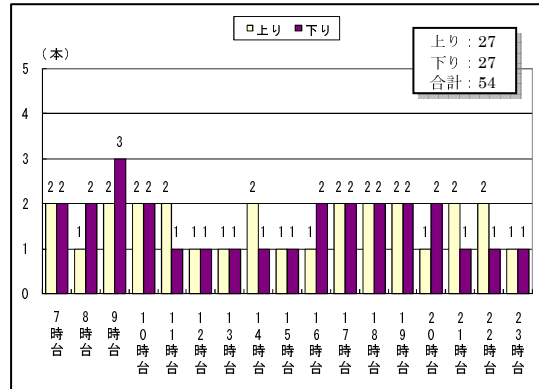
【上越新幹線：平日】



【信越線：休日】



【上越新幹線：休日】



※H21年4月1日現在のダイヤ対応  
※臨時便は除く

図 鉄道運行頻度

資料：東日本旅客鉄道株式会社

②乗降人員数

見附駅の1日当たりの平均乗降人員数は4千人程度となっています。しかし、近年では、利用者数は減少傾向にあります。

また、見附駅周辺の主要鉄道駅の利用者数の推移を見ると、東三条駅についても利用者は減少傾向にあります。長岡駅については、利用者数は増減を繰り返しているもののほぼ横這いとなっています。

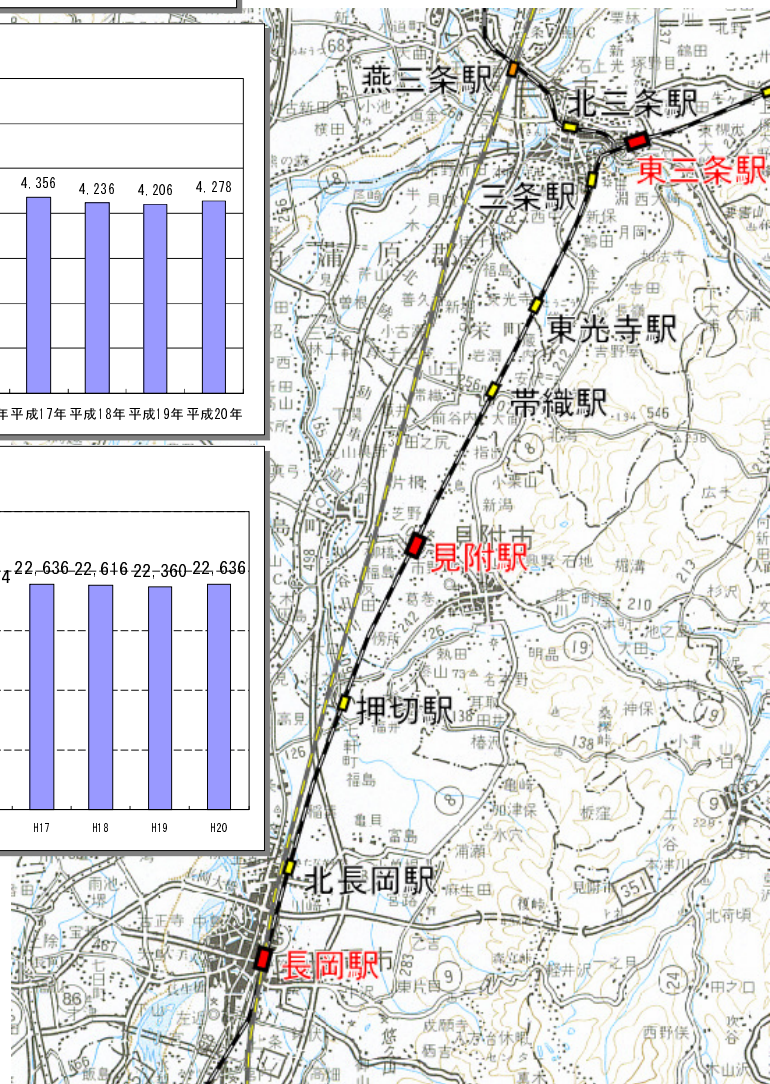
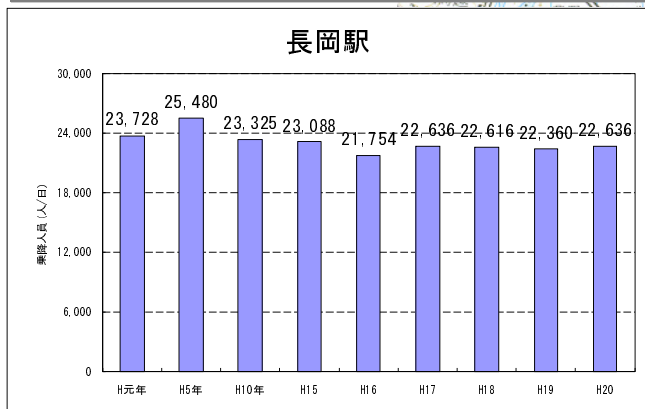
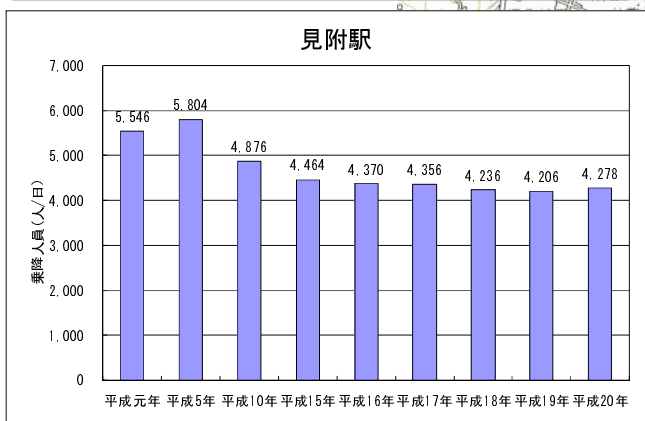
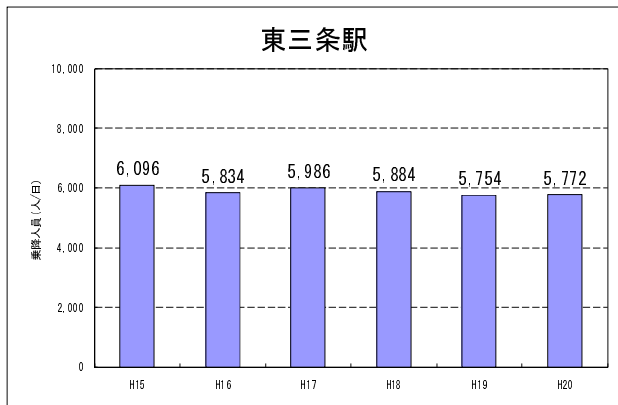


図 日平均利用者数の推移

### ③施設

見附駅には駅の東西に広場が設けられています。それぞれの広場には駐車場・駐輪場が整備されています。東側広場はバスターミナルのほか、タクシー専用駐車場があり、公共交通の結節点の役割を持っています。

また、東西の広場は地下道で結ばれていますが、エレベータ等の施設整備は行われていません。

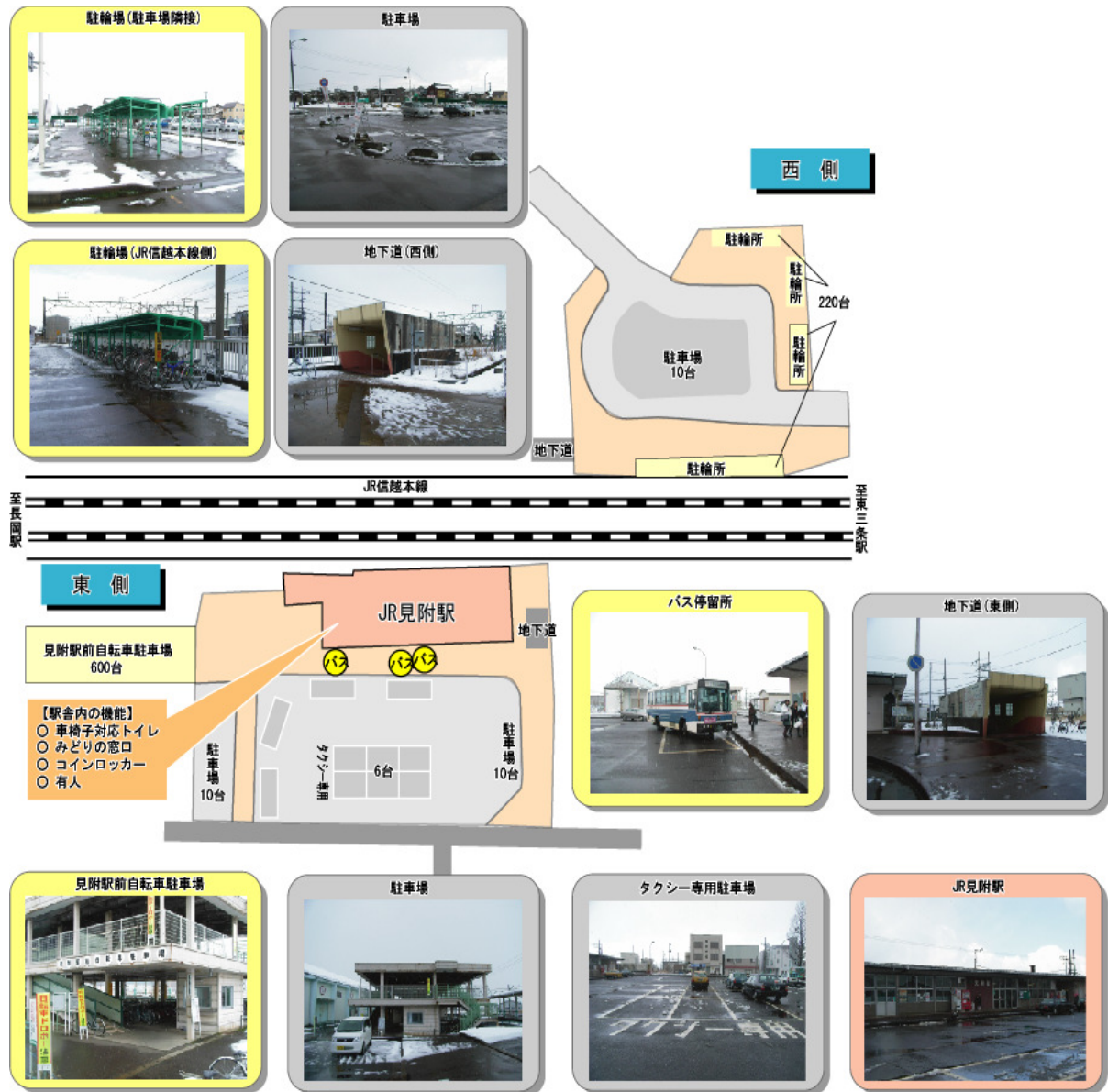


図 見附駅の利用環境

参考：見附市地域公共交通総合連携計画

○見附駅のバリアフリー対応状況

見附駅では、車いす対応のトイレが整備されており、さらに点字対応券売機また点字運賃表の他、点字ブロックが設置されています。



車椅子対応のトイレ



点字対応の券売機・点字運賃表



点字ブロック

図 見附駅のバリアフリー対応

(3) タクシー

① タクシーの現況

見附市内には事業者は3社あり、各社の保有台数を合わせると60台が市内に配置されています。そのうち、身体障がい者対応車両は6台となっています。



図 タクシー保有台数

資料：各タクシー会社

② 利用者数

平成12年以降、タクシーの利用状況は減少傾向が続いています。平成19年度では利用者は約3万人となり、平成12年度から約3%減少しています。

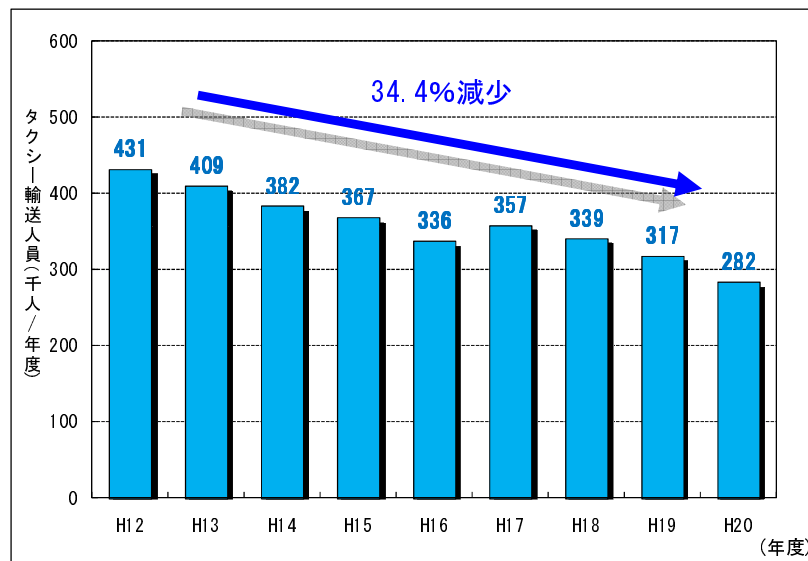


図 タクシーの年間輸送人員

資料：新潟県ハイヤー・タクシー協会

4. 上位計画及び関連計画等

(1) 第4次見附市総合計画

【策定年次】

平成18年3月

【目標年次】

総合計画では、基本理念や目指す都市の将来像などを定めた基本構想の期間を平成18年度～平成22年度の10年間に定めています。

また、まちづくり計画等を定めた基本計画について、急速な社会変化が進む時代状況を踏まえて前期5年間(平成18年度～平成22年度)、後期5年間(平成23年度～平成27年度)の2期に分け、基本施策ごとに見直しを行うこととしています。

【基本理念】

総合計画では、「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念に定め、子供やお年寄り、ハンディキャップのある人もない人も誰もが生活を楽しめるまち、自分たちの未来を自分たちで考え決めていく自律したまち、活力に満ちた安全で安心な暮らしやすいまちを目指しています。

【都市の将来像】

基本理念に基づき、目指すべき都市の姿を下図のように定め実現に努めています。

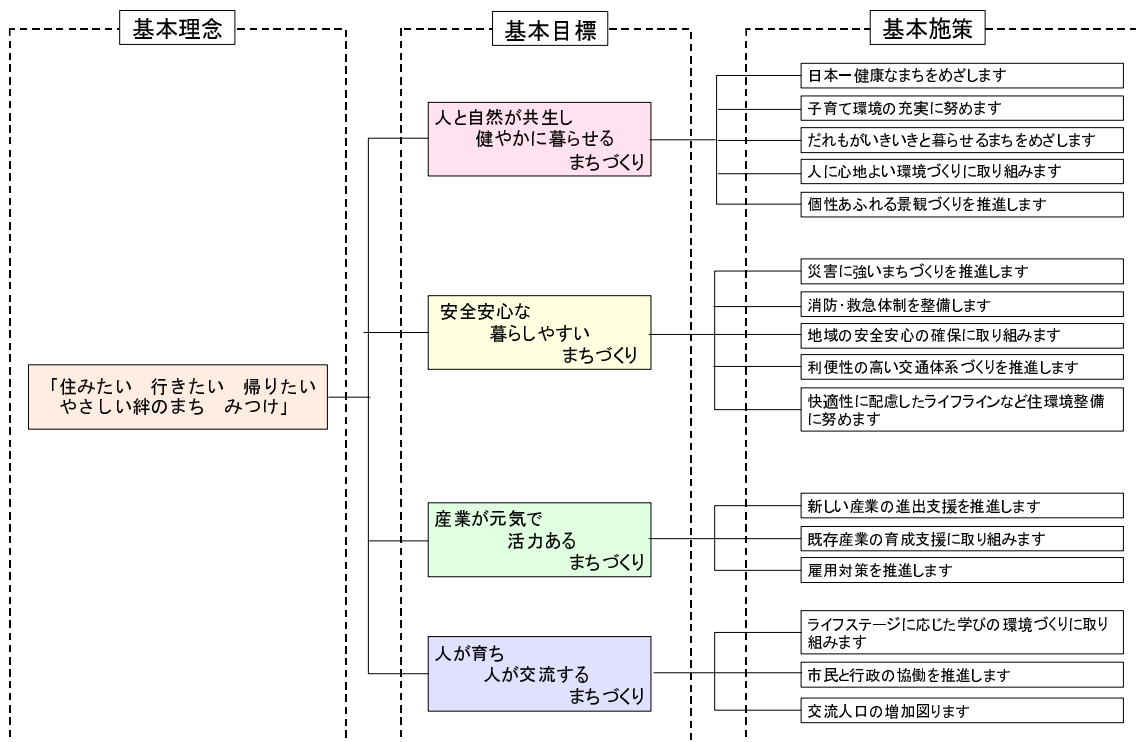


図 総合計画の体系



## 【施策内容】

総合計画では基本目標のうち「安全・安心な暮らしやすいまちづくり」において、基本施策として「利便性の高い交通体系づくり推進」を定めています。そこでは、バリアフリーに係る事業として以下の主要事業が設定されています。

主要施策名	内容	主要事業名
公共交通機関の利用向上	高齢化社会への対応、環境への負荷の低減を視野に入れながら、市民生活において、より快適で便利な移動が確保されるように、鉄道やバス等の公共交通機関との連携を図ります。また、公共交通の接点においては、乗り換えの利便性などを向上させるためユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努めます。	公共交通機関との連携
快適で安全な道路空間の確保	交通量が多く危険な通学路、公共施設や商店街の周辺といった人が多く集まる区域の幹線道路に歩道を増設するなど、安全性に配慮した整備を行います。また、だれにとっても使いやすい道路となるようユニバーサルデザインに配慮し、景観と調和したゆとりのある道路空間を確保します。	ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を整備
		景観や安全に配慮した道路空間を整備

## (2) 見附市都市計画マスタープラン

## 【策定年次】

平成10年6月

## 【目標年次】

概ね20年後の平成27年を目標年次に定めている。

## 【都市づくりの目標】

都市計画マスタープランでは、市の現況特性等を踏まえて、都市づくりの目標として、以下の目標を設定しています。

## ●魅力的な活力ある産業都市づくり

新たな工業団地開発や農業基盤整備を契機に工業・商業・農業等における魅力ある就業機会の創出と各産業の再編・振興を図り、安定的で活力ある地域経済及び社会生活の確立を目指します。

## ●快適生活環境都市づくり

医療・福祉関連をはじめとした日常生活に係わる各種都市機能の整備と質的向上により、人々が快適に安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。

## ●豊かな自然と調和した都市づくり

豊かで美しい自然的環境の適切な保全と都市づくりへの応用により、潤いのある地域環境づくりを目指します。

## 【まちづくりの方針】

全体構想では、「土地利用」、「交通体系」、「公園緑地整備」、「下水道整備」、「防災

まちづくり」、「福祉のまちづくり」の6分野で、まちづくりの方針が定められています。

その中で、「福祉のまちづくり方針」では「高齢者も障がい者も健常者も共通する見附市の空間で生活する人間として、互いに交わり、安心して、生き活きと暮らせる生活環境を形成していく」ことを基本にまちづくりを目指していくこととしています。

#### 【個別方針】

さらに、「福祉のまちづくり方針」では個別方針として、「高齢者、障がい者が自立して生活できるまちづくりの推進」を示しており、社会基盤について以下の方針に従い整備を進めるとしています。

整備対象	整備内容	整備方針
道路	歩道の整備	・市街地や住宅地等における所要道路について、歩道整備を図る。
	歩道幅員の拡幅・段差解消	・歩行者や車いすが円滑にすれ違えるよう適切な歩道幅員の確保を図る。 ・物理的な障害となる歩道段差や急勾配等の解消を図る。
	道路安全施設の整備	・交差点等において、信号警報器や誘導ブロックの設置を図る。 ・夜間の安全性向上のため街路灯の設置を推進する。
公共公益施設	公共公益施設等のバリアフリー化	・官公庁等の公共公益施設や商業施設について、高齢者や車いすがスムーズに行動できるよう、バリアフリー空間として整備改善を図る。
	障がい者等が利用しやすいトイレ等の設置	・商業地や公共公益地区周辺について、障がい者や高齢者が利用しやすいトイレの設置を図る。
住宅	高齢化仕様住宅の普及促進	・高齢者が安全、快適に日常生活を営むことができるよう高齢化仕様住宅の普及に努める。

### (3) 見附市障がい者計画

#### 【策定年次】

見附市障がい者計画 : 平成19年3月

#### 【目標年次】

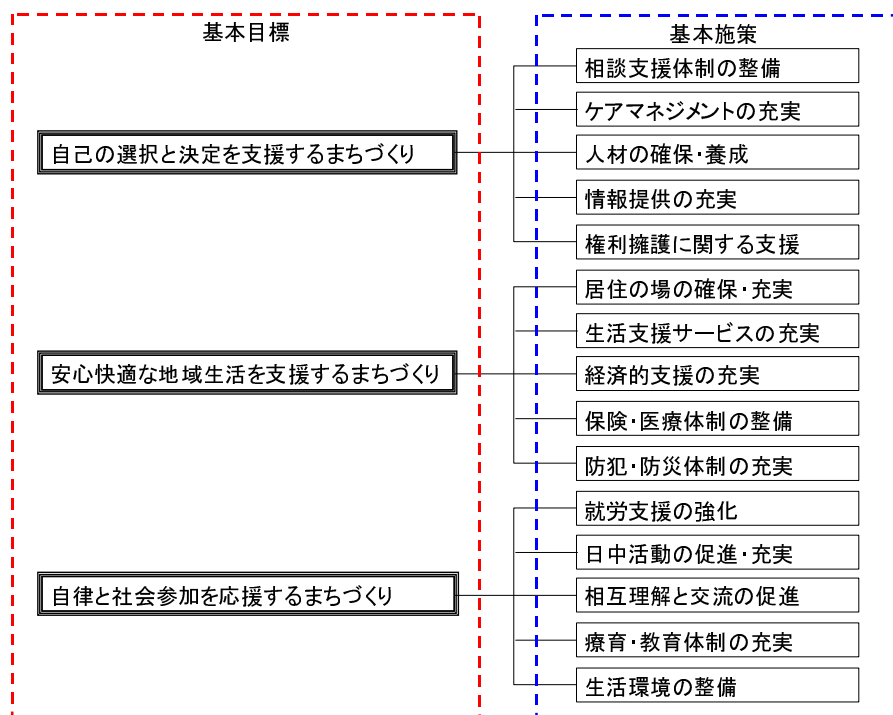
見附市障がい者計画は平成19年度から平成23年までの5年間を計画期間としています。

#### 【基本理念】

計画では、「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の総合的、計画推進に努めています。

#### 【基本目標と基本施策】

基本理念の実現のために、計画では以下の3つの目標を示しています。基本目標のうち、「自立と社会参加を応援するまちづくり」では、基本施策として「生活環境の整備」を定め、「道路環境の整備・改修」、「公共施設のバリアフリー化」、「公共交通機関のバリアフリー化」を進めていくとしています。



#### (4) 見附市地域公共交通総合連携計画

##### 【策定年次】

平成 20 年 3 月

##### 【目標年次】

計画の対象期間は平成 20 年度から平成 27 年度までとしています。ただし、個別事業については事業の性質により以下の着手時期が定められています。

- ・速やかに着手するもの：平成 20 年度～22 年度
- ・中期的に着手するもの：平成 20 年度～24 年度
- ・将来的な課題                  ：平成 20 年度～27 年度

##### 【公共交通の課題】

計画では、見附市の現況および住民アンケートの結果から、以下の公共交通の課題を定めています。

- ・公共交通の利用拡大
- ・公共交通の不便さの解消・緩和
- ・安全・安心かつ快適な利用環境の確保
- ・公共交通を活かした地域活性化
- ・持続可能な運営体制の整備

##### 【施策の方針】

公共交通の課題を受けて、課題解決に向けて「公共交通の運行内容の検討」、「公共交通の魅力高める環境づくり」、「公共交通を支えるシステムづくり」の 3 つの基本方針を計画では定めています。

その中で、「公共交通の魅力高める環境づくり」では施策として「バス車両の低床化・車外ラッピング」、「見附駅のバリアフリー化」を定めています。